

令和5年度和歌山県社会福祉施設等施設整備費補助金に係る協議等について

1 補助事業の概要

本事業は、県が「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」を活用し、必要性・緊急性の高い障害福祉サービス事業所等の整備を行う法人に対し予算の範囲内で補助を行うものです。

なお、和歌山市に所在する施設等（障害児入所施設・児童発達支援センターは除く。）については、和歌山市が実施主体となりますので、本補助事業の対象となりません。

また、本補助事業により整備した施設等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき処分制限がかかります。

(1) 補助対象法人等

社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人又は営利法人等

※対象法人は施設の種類により異なるので、国庫補助金交付要綱にて確認ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第2号に定める欠格事項、及び和歌山県補助金等交付規則(昭和62年規則第28号)第5条の2に定める事項に該当しない法人であること。

(2) 補助率等の詳細についてはホームページに掲載している国要綱等を参照してください。

2 補助対象事業等

対象となる事業種別や整備内容はサービス種別により異なるので、別紙により確認してください。

なお、将来発生が予想されている大地震等に備え、建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備、津波浸水区域・地すべり防止危険箇所等危険区域等に所在する施設の移転改築整備、国土強靱化地域計画に位置づけられている整備等各種災害対策を意図した整備や地域生活支援拠点機関の整備又は法令等により早急に必要とされる整備については優先的に補助対象とします。

また、下記事項等、補助対象事業に適さないものは採択されませんので注意願います。

- ・東海・東南海・南海3連動地震の津波浸水区域内の整備
- ・南海トラフ地震の津波浸水区域内で津波対策を講じない整備
- ・土砂災害警戒区域等の災害の被害を受ける区域、その他施設整備に適さない区域内での整備
- ・新規開設もしくは増員となる整備で3(2)イの需要調査を行っていない整備
- ・各種法令、条例等を遵守していない整備
- ・整備(予定)地、整備(予定)物件の長期利用が確約されていない整備
- ・整備(予定)地に抵当権又は地上権が設定され使用が制限される整備
- ・進入路、排水路の設置の見込がない整備
- ・地域住民との連携の見込がない整備
- ・入所施設の敷地内で行うグループホーム整備 等

[参考]

和歌山県防災企画課 HP

平成25年公表 津波浸水想定

(東海・東南海・南海3連動地震、南海トラフ地震の津波浸水区域)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/bousai/shinsui/sinsui.html>

和歌山県砂防課 HP

わかやま土砂災害マップ

<http://sabomap.pref.wakayama.jp>

3 留意事項

(1) 事業計画

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令で定める基準を満たすこと
- イ 就労移行支援や就労継続支援のサービスを提供する場合、サービス提供内容、製品の販路、収支計画、利用者の工賃について十分に検討を行っていること
- ウ 合理的な理由がある場合を除き、仕様の変更は認めない
- エ 原則年度内に完了する整備であること
- オ 施設整備における建設請負工事等（修繕・改修を含む。）は、原則として社会福祉法人における建設工事等に係る入札手続基準に則って行うものであること

(2) 市町村障害福祉計画との整合性

- ア 事業計画が当該市町村の障害福祉計画と整合していることを市町村に確認しておくこと
- イ 障害福祉計画との整合性の検討にあたっては、単に待機者数の把握にとどまらず、地域での障害福祉サービスの需要見込み（人口、障害者数等を勘案）とサービスの提供体制（施設数、利用定員等を勘案）を比較、検討すること
- ウ 新規に障害福祉サービス事業所指定を受ける場合は、事前に県障害福祉課、各振興局健康福祉部総務福祉課と調整を行っておくこと

(3) その他

- ア 事業計画の内容、予算の上限、その他の事由により採択されないことがある
- イ 応募に関し必要な費用は応募者の負担とする
- ウ 提出された書類は返却しない
- エ 提出された書類に虚偽があった場合は、申込を無効とする
- オ 国庫補助が実施されない案件に対し県単独の補助は行わない
- カ 応募書類作成の際は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱記載の単価を使用することとするが、補助基準単価の変動等により補助額が変更となる場合がある
- キ 提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること

4 提出書類

提出書類一覧（様式第2号）を参照のこと（提出部数：各2部）

※A4版片面印刷でクリップ留めとする（ホッチキス留め、インデックス貼付は不要）

5 提出期限及び提出先

提出期限 令和4年8月15日(月) 必着【期限厳守】

提出方法 下記へ必ず【書留郵便】で送付してください

提出先 〒640-8585（住所記載不要）

和歌山県庁福祉保健部福祉保健政策局

障害福祉課施設福祉班

6 審査

- (1) 提出書類及びヒアリングにより審査を行い、国庫補助協議案件を予算の範囲内で決定します
- (2) ヒアリング実施日時、場所等は後日提出者に連絡します
- (3) 審査結果は別途通知します

7 令和5年度事業に係るスケジュール（予定）

令和4年	8月	事業計画の提出のあった法人に対するヒアリング
	9月以降	令和5年度県当初予算編成
令和5年	3月頃	国庫補助協議（事業者→県、県→国）
	7月頃	国庫補助内示（国→県） 補助内示（県→事業者）
	8月以降	補助金交付申請（事業者→県、県→国） 交付決定（国→県、県→事業者） 事業着手【年度内に完了、県検査に合格すること】

対象事業種別等について

整備区分 補助対象 となる事業種別		創設	増築	改築	大規模 修繕等	大規模 修繕 (防犯)	スプリンク ラー設備 等整備	老朽民 間社会 福祉施 設整備	避難ス ペース 整備	南海トラフ 地震特 別措置 法
障害 福祉 サー ビス 事業 所	療養介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	生活介護	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自立訓練	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	就労移行支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	就労継続支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者支援施設		○	○	○	○	○	○	○	○	○
居 宅 介 護 事 業 所	居宅介護事業所	○	○	○	○	○				
	重度訪問介護事業所	○	○	○	○	○				
	同行援護事業所	○	○	○	○	○				
	行動援護事業所	○	○	○	○	○				
就労定着支援事業所		○	○	○	○	○				
自立生活援助事業所		○	○	○	○	○				
短期入所事業所		○	○	○	○	○			○	○
共同生活援助事業所		○	○	○	○	○	○		○	○
相談支援事業所		○	○	○	○	○				
児 童 福 祉 施 設	福祉型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	医療型障害児入所施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童発達支援事業所		○	○	○	○	○	○		○	○
放課後等デイサービス事業所		○	○	○	○	○	○		○	○
保育所等訪問支援事業所		○	○	○	○	○			○	
居宅訪問型児童発達支援事業所		○	○	○	○	○			○	
障害児相談支援事業所		○	○	○	○	○			○	

整備区分及び整備内容について

整備区分	整備内容
創設	<p>新たに施設を整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等の地域で暮らす「住まいの場」の整備。 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援等の「日中活動の場」の整備。など
増築	<p>既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。</p> <p>※ 都道府県障害福祉計画において定める施設の必要入所定員総数に達している場合、その他計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、障害福祉サービス事業所等の増築は補助の対象としない。</p>
改築	<p>既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築、倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築を含む。)をすること。</p>
増改築	<p>既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備(一部改築、倒壊等の危険性のある障害者施設等の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築を含む。)をすること。</p>
大規模修繕等	<p>施設及び付帯設備の一部改修、内部改修工事等整備をすること。(賃貸物件を含む)</p> <p>ウイルス性感染症等の感染拡大防止のための多床室の個室化改修工事、緊急災害時用の自家発電設備、給水設備の整備も対象</p> <p>防犯対策(防犯カメラ、非常通報装置の設置、その他施設の安全対策)を含む。</p> <p>〈参照〉平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における大規模修繕等の取扱いについて」</p> <p>〈参照〉平成28年11月18日社援発1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」</p>
スプリンクラー設備等整備	<p>既存施設において、消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)及び同法施行規則(昭和36年4月1日自治省令第6号)に定める設備、設置基準及びこれに準じた措置に基づいてスプリンクラー設備等整備をすること。</p> <p>〈参照〉平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」</p>
老朽民間社会福祉施設整備	<p>老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入居者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入居者の安全性を確保するため改築整備をすること。</p> <p>〈参照〉平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」</p>
避難スペース整備	<p>災害時に備え、障害児・者の受け入れが可能となる避難スペースを障害福祉サービス事業所等に一体的に整備をすること。(具体的には、広域から多数の障害児・者を受け入れ、避難生活が長期に及んだ場合であっても、その間適切なサービスが提供できるよう、30人程度の受け入れを可能とするスペースの整備)</p> <p>〈参照〉平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」</p>
南海トラフ地震特別措置法に基づく整備	<p>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第4項に規定する集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる施設であって、障害者の迅速な避難の確保を図るため特に配慮を要する者が利用する施設を整備すること。</p>